

中東情勢の緊迫化に伴い 影響を受けている企業の皆さまへ いわき市 中小企業融資制度のご案内

ご利用いただける中小企業の範囲

業種別の中小企業定義 以下の資本金または従業員数のいずれかの基準を満たす方が対象となります。

製造業・建設業・ 運送業等  3億円以下 300人以下	卸売業  1億円以下 100人以下	サービス業  5,000万円以下 100人以下	小売業  5,000万円以下 50人以下
医療法人等  — 300人以下	ゴム製品製造業*  3億円以下 900人以下 ※一部例外あり	ソフトウェア・情報処理  3億円以下 300人以下	旅館業  5,000万円以下 200人以下

※一部例外あり

中小企業不況・倒産関連対策資金融資

対象となる主な要件

市内で1年以上事業を営んでおり、以下のいずれかに該当すること

- (1) 最近3ヶ月の売上が前年同期比5%以上減少
- (2) 最近3ヶ月の営業利益がマイナス
- (3) 倒産企業への売掛債権等が30万円以上（倒産関連企業認定）
- (4) セーフティネット保証5号認定

融資の基本条件

限度額：**3,000万円** 融資金利：**年2.05%以内**

返済期間：10年以内（据置期間1年以内）

市が**信用保証料補助**・**利子補給補助**を実施

【信用保証料補助】

補助額：**全額補助**

市が直接信用保証協会へ支払うため、事前納付の必要もありません

【利子補給補助】

セーフティネット保証5号の認定を受けたうえで、令和8年8月～令和9年3月までに融資実行

補助上限額：**50万円**（期間合計）

補助期間：**最長36ヶ月**



相談・お申込み窓口

お申込みの流れ

市内金融機関（地方銀行・信用金庫・信用組合）の本店・支店で随時受け付けています。

お問い合わせ先

いわき市産業振興部 産業チャレンジ課（いわき市役所7階）
電話：0246-22-1126

中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度 利子補給補助金

いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度を活用された市内の中小企業・小規模企業の皆様に対して、利子補給補助を行います。

【概要】



対象期間

令和8年8月～
令和9年3月
(融資実行日)



主要要件

い況に係る融資
SN5認定取得



補助上限額

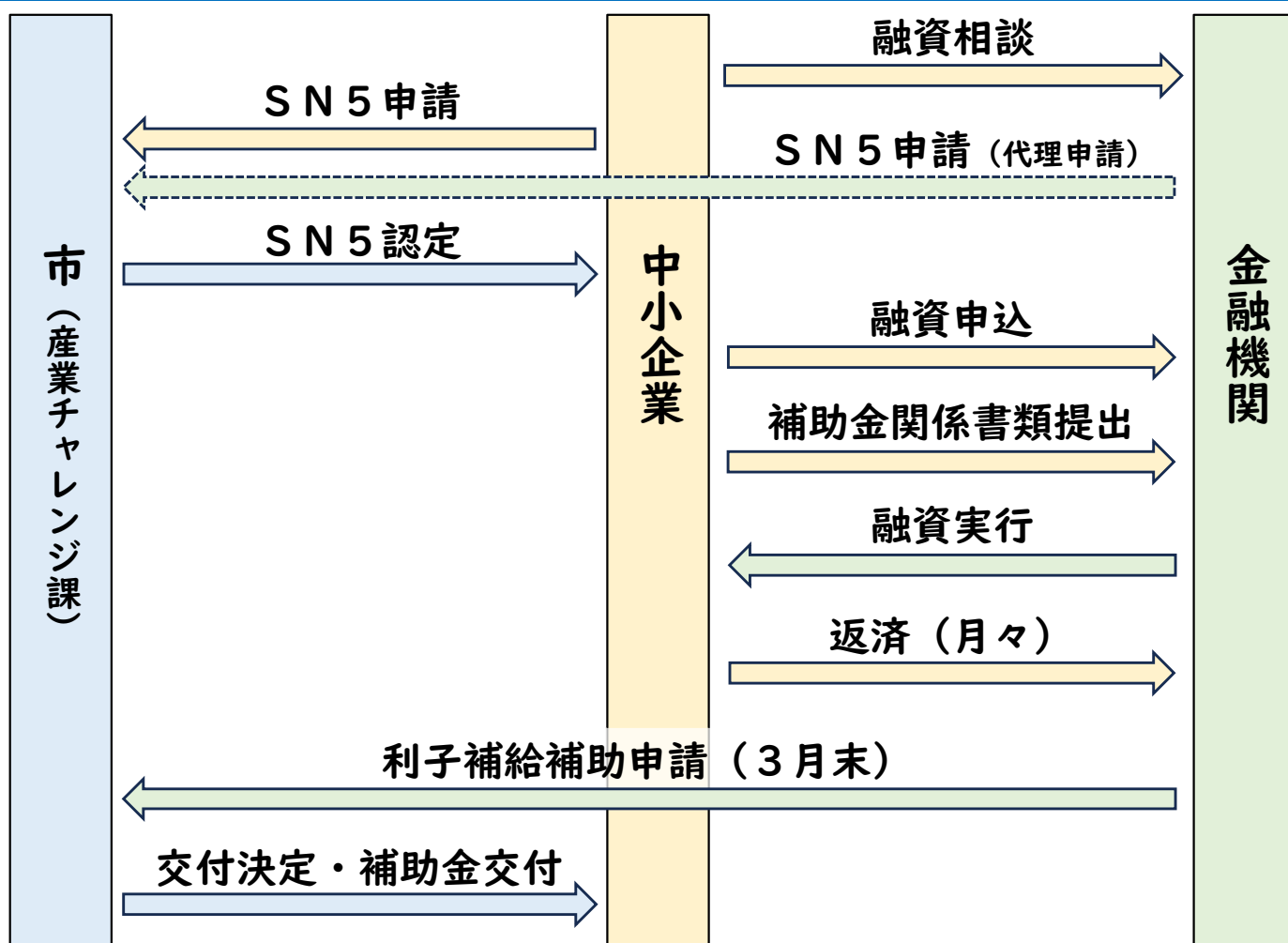
50万円
(1事業者あたり)



補助期間

最長36ヶ月
(初回返済月から起算)

【手続き】



詳細・提出書類については、いわき市公式ホームページをご確認ください

いわき市公式ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/>

トップ > 産業・ビジネス > 企業支援・起業支援

市公式HPは
こちらから
⇒ ⇒ ⇒

